



平成 23 年 8 月 12 日
内閣府（防災担当）

平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（福島県）

- 平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害について、福島県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
南会津町(みなみあいづまち)	7月28日	第1条第6号	2	2	8

注1 上記の数値は平成 23 年 8 月 11 日 17 時現在の県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その 1 / 2 について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第6号（同条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合（1）における市町村（人口10万未満のものに限る）で、その自然災害により5以上（人口5万未満の市町村は2以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの）に該当することによる。

- 平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害では、新潟県及び福島県において全壊 10 世帯以上等により支援法が適用されている。
- 福島県においても同時発表。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
新澤, 小松, 藤澤

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1 (内線 5 1 6 0 2)
3 5 0 1 - 5 1 9 1 (直通)